

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 50 号
2 0 1 4 年 4 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪第一運輸所並びに大阪第二運輸所における会社掲示
「ルールの徹底」に関する申し入れ

4月1日、大阪第一運輸所並びに大阪第二運輸所の掲示板に「ルールの徹底」とした会社掲示が掲出された。

掲示内容は何点かにわたって書かれているが、「執務スペースの入室」に関して、「スーツ姿」を懲憑する内容ではなく強要・強制しており看過できない。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所で突如「ルールの徹底」なる掲示物を発行・掲出した理由を明らかにすること。
2. 「執務スペースへの入室」について「執務スペース」とは、大阪第一運輸所・大阪第二運輸所のそれぞれどこの部屋を指すのか明らかにすること。
3. 「執務スペース」への入室は「制服またはスーツ等」としているが、就業規則上等における根拠を明らかにすること。
4. 「執務スペース」への入室を「制服またはスーツ等」とする「ルール」は、いつ・どこで・誰が・どうやって決定し、その後どう運用されているのか明らかにすること。
5. 「執務スペース」への入室は「制服またはスーツ等」としているが、これらはスーツ出勤を強要・強制するものである。3月25日、本部・本社間での業務委員会で会社は「会社としてのルールはない」「(服装は)自由である」と回答してる。今回の「ルールの徹底」は本社回答と矛盾した内容であるが、支社の指導に基づくものなのか明らかにすること。

6. 「4」項に関連して、「ルールの徹底」に対する支社としての見解を明らかにすること。
7. 「ルールの徹底」は社員に対して、一方的に「決めごと」を強要するものである。撤回すること。

以上